田原市学校図書館図書廃棄基準

Ⅰ　一般基準

次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

１．形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
２．新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
３．刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
４．利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

Ⅱ　種別基準

次の種別に属する図書は、一般基準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。

１．百科事典・専門事典
　刊行後１０年を経ているもので、補遺が刊行されていない図書。
２．ハンドブック・要覧
　新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。
３．伝記
　新資料の発見等により秘伝者について評価が著しく変わった図書。
４．地図帳
　刊行後５年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。
　歴史地図帳は、刊行後１０年を経ているもので、歴史学研究の成果がとりいれられていない図書。
５．旅行案内書
　刊行後３年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
６．地誌
　刊行後５年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
７．法律書・法令書
　刊行後３年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。
８．人権関係書
　記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。
９．政党関係書
　刊行後３年を経ているもので、政党の現状を理解するのにそぐわなくなった図書。
10．時事問題関係書
　刊行後３年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
11．学習参考書
　刊行後３年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。

「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

12. 就職・受験内容書

刊行後２年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

13. 技術書・実験書

刊行後３年を経ているもので、技術・実験についての説明が古くなった図書。

記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

14. 公害・環境問題関係書

刊行後５年を経ているもので、最近の研究成果がとりいれられていない図書。

15. 料理・服飾関係書

刊行後３年を経ているもので、新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。

16. スポーツ関係書

刊行後５年を経ているもので、新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない図書。

17. 辞典

語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。

18. 翻訳書・翻案書・抄訳書

刊行後に優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。

より完全な翻訳書が出版された場合の旧翻案書・旧抄訳書。

Ⅲ　廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

①年鑑　②白書　③郷土資料　④貴重書

「学校図書館の法規・基準　第２版」　全国学校図書館協議会／編集・発行　参照